

気象警報発令時の対応について【最新版】

発令地域	発令内容	発令時刻	対応
姫路市、又は 姫路市を含む地域 (播磨南西部等)	大 雨 洪 水 暴 風 暴 風 大 雪 大 雪	午前7時現在、警報が発令されている場合	臨時休業とする。
		午前7時以降に警報が発令された場合	児童の登校前であれば、原則として臨時休業とするが、登校の状況により、校長の判断により安全確保のための適切な措置をとる。

- ・ 気象警報発令の確認は、各自で気象庁HP・天気予報アプリ・テレビ等をお願いします。
- ・ 関係機関への緊急連絡に支障があるため、学校への電話による問い合わせはお控えください。ご協力をお願いします。
- ・ 校種によって対応が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 児童の登校後に警報が発令された場合でも、天候の状況によっては、喫食をしないで、引き渡しなどの下校措置を講じることがあります。その際、姫路市教育委員会の要項に基づき急な食材のキャンセルができないため、給食費の返金はできません。ご了承ください。

※ 放課後児童クラブについて

- ・ 学校始業までに警報が発令されている場合は休所です。
- ・ 学校始業後の警報発令は休所になるため、放課後児童クラブではなく学校へ迎えに来ていただくことになります。
- ・ 放課後児童クラブ入所後に警報が発令された場合は、放課後児童クラブから連絡があります。